

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 2 年12月21日
【中間会計期間】	第35期中(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)
【会社名】	東京湾横断道路株式会社
【英訳名】	TRANS-TOKYO BAY HIGHWAY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠 藤 元 一
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目20番 6 号
【電話番号】	03-5718-7611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 能 城 弘 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目20番 6 号
【電話番号】	03-5718-7611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 能 城 弘 昭
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期中	第34期中	第35期中	第33期	第34期
会計期間	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日
営業収入 (千円)	2,449,015	2,832,048	2,071,656	6,315,798	5,919,157
経常利益又は 経常損失() (千円)	61,038	54,393	62,770	214,748	184,022
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)	16,306	35,093	43,968	109,902	134,159
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000
発行済株式総数 (株)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
純資産額 (千円)	94,990,836	95,119,526	95,174,624	95,084,432	95,218,592
総資産額 (千円)	478,904,866	476,303,702	474,117,031	479,093,545	475,881,881
1株当たり純資産額 (円)	52,772.68	52,844.18	52,874.79	52,824.68	52,899.21
1株当たり中間(当期)純 利益又は1株当たり中間 純損失() (円)	9.05	19.49	24.42	61.05	74.53
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.8	20.0	20.1	19.8	20.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,246,456	2,080,436	1,199,799	1,991,422	3,038,366
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	42,016	1,296,348	439,366	435,824	1,336,810
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,125,000	1,125,000	1,125,000	2,250,000	2,250,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	3,431,168	2,316,414	2,623,048	2,657,326	2,108,882
従業員数 (名)	100	105	107	101	106

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 営業収入には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和2年9月30日現在

従業員数(名)	107
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数のうち、8名は出向社員であります。
3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社の経営環境及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当社は、東京湾アクアラインの料金収受、交通管理、道路及び附帯施設の保全・点検業務を行う管理事業と海ほたるパーキングエリアでの休憩施設の運営を行う休憩施設事業を主として事業展開しております。

管理事業については、東京湾アクアラインの建設を通して蓄積した新技術・新工法などのノウハウを最大限に活用し、巨大な海洋構造物である東京湾アクアライン及び附帯施設の保全・点検業務を的確に行い、お客様に安全、安心かつ快適・便利にご利用いただける道路機能を提供すべく努力してまいりました。

休憩施設事業については、360度海に囲まれた素晴らしい展望のなかでのお食事やお買物を快適に楽しんでいただける休憩施設として海ほたるパーキングエリアの運営、サービスの提供を行っております。

当中間会計期間における管理事業収入は、前年同期まで実施していた海ほたるパーキングエリアのリニューアル工事が完了したことによる点検・保全工事の受注減少等により、1,740,998千円(前年同期比72.4%)となりました。

また、海ほたるパーキングエリアにおける休憩施設事業を中心としたその他事業収入は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の影響により海ほたるパーキングエリアの来場者数が減少したことに加え、ゴールデンウィーク期間中のテナント全店舗営業休止など感染拡大防止のため営業自粛等の対応を行ったことで、テナントの売上減少に伴う賃料収入減少により330,658千円(前年同期比77.3%)となりました。

この結果、営業収入として2,071,656千円(前年同期比73.2%)を計上し、営業原価2,019,675千円(前年同期比75.7%)、販売費及び一般管理費126,332千円(前年同期比106.4%)を計上した営業損失は74,351千円(前年同期は営業利益44,797千円)となりました。これに営業外収益1,010,861千円(前年同期比92.4%)及び営業外費用999,280千円(前年同期比92.2%)を計上した経常損失は62,770千円(前年同期は経常利益54,393千円)、税引前中間純損失は62,770千円(前年同期は税引前中間純利益54,393千円)となり、これに法人税等18,802千円を計上した中間純損失は43,968千円(前年同期は中間純利益35,093千円)となっております。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

受注及び営業の実績は、次のとおりであります。

受注実績

1. 管理事業

東日本高速道路株式会社との「東京湾横断道路の管理に関する協定(平成9年12月)」に基づき、同社との間で「令和2年度 東京湾横断道路の管理に関する年度協定(令和2年4月)」を締結し、前事業年度に続き東京湾アクアライン及び附帯施設の維持・修繕、点検及び保全工事等の管理業務を行っております。

2. その他事業

当中間会計期間においてはテナント等から小修繕工事や設備点検等を受注し、すべて当中間会計期間内に完了いたしました。この受注による事業収入は4,578千円(前年同期比350.4%)であります。

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 休憩施設事業収入は受注実績がないため、上記には含まれておりません。

営業実績

当中間会計期間における営業収入の状況は次のとおりであります。

科目	金額(千円)	前年同期比(%)
管理事業収入	1,740,998	72.4
その他事業収入	330,658	77.3
合計	2,071,656	73.2

(注) 1. その他事業収入には、海ほたるパーキングエリア内の休憩施設の運営による休憩施設事業収入が含まれております。

2. 営業収入の相手先別の割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東日本高速道路(株)	2,404,439	84.9	1,740,998	84.0
西洋フード・コンパスグループ(株)	189,907	6.7	—	—
ハイウェイロイヤル(株)	—	—	131,472	6.3

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は、474,117,031千円（前事業年度末比99.6%）となりました。

この減少は主に東京湾アクアラインの完成・引渡しに伴う独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構に対する売上債権である建設事業未収入金1,125,000千円を約定に基づき回収した結果によるものであります。

一方、当中間会計期間末の負債合計は、378,942,406千円（前事業年度末比99.5%）となりました。

この減少は主に東京湾アクアラインの建設のために調達した長期借入金を前記の建設事業未収入金の回収をもって返済した結果によるものであります。

また、当中間会計期間末の純資産合計は、95,174,624千円（前事業年度末比99.95%）となりました。

この減少は主に当中間会計期間における繰越利益剰余金の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失62,770千円に減価償却費106,057千円、建設事業未収入金1,125,000千円の回収など資産・負債の増減などにより（流入）1,199,799千円（前年同期（流入）2,080,436千円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び有形固定資産の取得により（流入）439,366千円（前年同期（流出）1,296,348千円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済により（流出）1,125,000千円（前年同期（流出）1,125,000千円）となりました。

これらの結果、当中間会計期間末の現金及び現金同等物残高は、2,623,048千円（前年同期2,316,414千円）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社においては、海ほたるパーキングエリアが海上立地ということから、気象・海象による施設の劣化等による維持・修繕費用が発生すると考えられますが、その支出は自己資金で賄う予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000
計	1,800,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和2年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和2年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,800,000	1,800,000	—	(注) 1、2
計	1,800,000	1,800,000	—	—

(注) 1. 単元株制度を採用しておりません。

2. 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年9月30日	—	1,800,000	—	90,000,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東日本高速道路株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号	600,000	33.33
千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	280,000	15.56
神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	90,000	5.00
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	90,000	5.00
川崎市	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	60,000	3.33
横浜市	神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地	45,000	2.50
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	21,360	1.19
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	21,340	1.19
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	18,900	1.05
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	17,800	0.99
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	15,560	0.86
茨城県	茨城県水戸市笠原町978番6	15,000	0.83
埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	15,000	0.83
計	-	1,289,960	71.66

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,800,000	1,800,000	—
発行済株式総数	1,800,000	—	—
総株主の議決権	—	1,800,000	—

【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,108,882	2,623,048
建設事業未収入金	468,659,100	467,534,100
営業未収入金	1,663,024	1,015,626
有価証券	499,981	-
その他	10,015	58,687
流動資産合計	472,941,004	471,231,463
固定資産		
有形固定資産	¹ 2,670,187	¹ 2,598,862
無形固定資産	3,132	3,067
投資その他の資産	267,557	283,637
固定資産合計	2,940,877	2,885,567
資産合計	475,881,881	474,117,031
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,068,127	573,709
1年内返済予定の長期借入金	2,250,000	25,545,100
未払法人税等	35,175	8,052
賞与引当金	50,910	55,516
その他	² 209,031	² 207,502
流動負債合計	3,613,244	26,389,879
固定負債		
長期借入金	376,409,100	351,989,000
退職給付引当金	195,160	198,412
役員退職慰労引当金	13,960	13,209
その他	431,823	351,904
固定負債合計	377,050,044	352,552,527
負債合計	380,663,288	378,942,406
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000,000	90,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000,000	2,000,000
繰越利益剰余金	3,218,592	3,174,624
利益剰余金合計	5,218,592	5,174,624
株主資本合計	95,218,592	95,174,624
純資産合計	95,218,592	95,174,624
負債純資産合計	475,881,881	474,117,031

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)
営業収入	2,832,048	2,071,656
営業原価	2,668,496	2,019,675
営業総利益	163,552	51,980
販売費及び一般管理費	118,755	126,332
営業利益又は営業損失()	44,797	74,351
営業外収益		
建設事業未収入金受取利息	1,090,556	1,006,213
受取利息	305	128
その他	2,925	4,519
営業外収益合計	1,093,786	1,010,861
営業外費用		
支払利息	1,082,147	999,158
その他	2,042	122
営業外費用合計	1,084,189	999,280
経常利益又は経常損失()	54,393	62,770
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	54,393	62,770
法人税等	19,300	18,802
中間純利益又は中間純損失()	35,093	43,968

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
		別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	90,000,000	2,000,000	3,084,432	5,084,432	95,084,432	—	—	95,084,432
当中間期変動額								
中間純利益			35,093	35,093	35,093			35,093
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	35,093	35,093	35,093	—	—	35,093
当中間期末残高	90,000,000	2,000,000	3,119,526	5,119,526	95,119,526	—	—	95,119,526

当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
		別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	90,000,000	2,000,000	3,218,592	5,218,592	95,218,592	—	—	95,218,592
当中間期変動額								
中間純損失（ ）			43,968	43,968	43,968			43,968
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）						—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	43,968	43,968	43,968	—	—	43,968
当中間期末残高	90,000,000	2,000,000	3,174,624	5,174,624	95,174,624	—	—	95,174,624

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 ()	54,393	62,770
減価償却費	110,330	106,057
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,561	4,606
退職給付引当金の増減額 (は減少)	6,541	3,252
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	4,115	751
建設事業未収入金受取利息	1,090,556	1,006,213
受取利息及び受取配当金	305	128
支払利息	1,082,147	999,158
売上債権の増減額 (は増加)	2,948,627	1,772,397
仕入債務の増減額 (は減少)	1,167,818	494,417
その他	137,803	94,584
小計	2,078,609	1,226,605
利息及び配当金の受取額	1,090,806	1,006,425
利息の支払額	1,090,553	1,006,211
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	1,574	27,019
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,080,436	1,199,799
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	-	500,000
有形固定資産の取得による支出	1,296,348	60,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,296,348	439,366
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,125,000	1,125,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,125,000	1,125,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	340,911	514,166
現金及び現金同等物の期首残高	2,657,326	2,108,882
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 2,316,414	¹ 2,623,048

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3 - 39年

車両運搬具 4 - 6年

工具、器具及び備品 2 - 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 公共施設負担金

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する期間と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金制度については、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資としております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した会計上の見積りを行う上で、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,017,053千円	2,109,764千円

2 消費税等に係る表示

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	105,122千円	100,856千円
無形固定資産	71千円	64千円

簡便法による税効果会計

中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しています。

(中間株主資本等変動計算書関係)

・前中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,800,000	—	—	1,800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

・当中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,800,000	—	—	1,800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
現金及び預金	2,316,414千円	2,623,048千円
現金及び現金同等物	2,316,414千円	2,623,048千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,108,882	2,108,882	—
(2) 建設事業未収入金	468,659,100	461,292,164	7,366,935
(3) 営業未収入金	1,663,024	1,663,024	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	499,981	500,245	263
資産計	472,930,988	465,564,316	7,366,671
(1) 営業未払金	1,068,127	1,068,127	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	378,659,100	371,292,164	7,366,935
負債計	379,727,227	372,360,291	7,366,935

当中間会計期間（令和2年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,623,048	2,623,048	—
(2) 建設事業未収入金	467,534,100	460,436,275	7,097,824
(3) 営業未収入金	1,015,626	1,015,626	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
資産計	471,172,775	464,074,950	7,097,824
(1) 営業未払金	573,709	573,709	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	377,534,100	370,436,275	7,097,824
負債計	378,107,809	371,009,984	7,097,824

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、及び(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 建設事業未収入金

建設事業未収入金は、道路建設資金の返済に応じて受け入れており、時価については、資本金に見合う回収を除く道路建設資金の返済相当額を借入金の時価と同様の利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

国債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 営業未払金

営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(令和2年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	499,981	500,245	263
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合計	499,981	500,245	263

当中間会計期間(令和2年9月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

(資産除去債務関係)

当社は、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構の道路占用許可に基づき、当社が使用する道路(海ほたるパーキングエリア)の返還時に、所有する商業施設関連資産の撤去に伴う原状回復に係る債務を有しております。

しかし、当該資産の実質的な使用期間は、国の道路行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

また、当社本社オフィスの不動産賃貸借契約により使用する建物の一部について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当債務に関する建物の退去時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、東京湾アクアライン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

・前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書の売上高は、すべて東京湾アクアライン関連事業の外部顧客への売上高であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本高速道路㈱	2,404,439	東京湾アクアライン関連事業
西洋フード・コンパスグループ㈱	189,907	

・当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書の売上高は、すべて東京湾アクアライン関連事業の外部顧客への売上高であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本高速道路㈱	1,740,998	東京湾アクアライン関連事業
ハイウェイロイヤル㈱	131,472	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 2 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額	52,899円21銭	52,874円79銭

	前中間会計期間 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和元年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失()	19円49銭	24円42銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失()(千円)	35,093	43,968
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失()(千円)	35,093	43,968
普通株式の期中平均株式数(株)	1,800,000	1,800,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第34期)	自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日	令和 2 年 6 月24日 関東財務局長に提出。
-------------------------	----------------	------------------------------------	-----------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月18日

東京湾横断道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開	内	啓	行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	宏	之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京湾横断道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京湾横断道路株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対

応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。